

第 4 回 桐生市農業委員会議事録

| | |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開会日時 | 令和5年9月28日(木) 午後 2時 00分 |
| 閉会日時 | 同 上 午後 3時 18分 |
| 開催場所 | 桐生市市民文化会館 スカイホールB (4階) |
| 出席委員 | 24名 農業委員 1番 富田 正次郎 2番 杉戸 恵司 3番 山形 啓子 4番 川口 賢一 5番 山形 ちづ代 6番 井田 秋雄 7番 星野 重彦 8番 山形 栄子 9番 坂本 久美子 10番 星野 昭彦 11番 中島 篤 12番 渡辺 隆司 13番 矢内 鉄男 14番 今泉 芳雄 農地利用最適化推進委員 1番 金子 博一 2番 荻原 完一 4番 木村 聡 5番 大澤 隆 6番 小菅 雄一郎 8番 丹羽 康博 9番 中村 耕一郎 11番 深澤 憲司 12番 太田 亮一 [遅刻委員] [中座委員] [早退委員] |
| 欠席委員 | 3番 新井 茂夫 7番 高沢 良満 10番 齊藤 克代 |
| 議事参与 | 5名 事務局長 新井 八寿代 主査 鳥井 貴史 次長 今泉 勝浩 係長 栗原 理笑子 主査 春原 純子 |
| 議 事 | 日程第1 議事録署名委員の指名 日程第2 会期決定の件 日程第3 第10号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会処分 3件 第11号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 委員会処分 1件 第12号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 8件 日程第4 第13号議案 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について 委員会処分 5件 日程第5 第14号議案 農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について 第15号議案 農業委員会農地利用最適化推進委員の欠員の補充について 日程第6 報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について |

開 会 午後 2 時 00 分

議 長

ただ今から第4回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員14名、推進委員9名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、7番星野重彦委員及び8番山形栄子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第10号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が3件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号11番につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

受付番号12番につきましては、営農型太陽光発電施設での売電事業を引き続き実施するため、申請されたものでございます。営農型太陽光発電の転用許可期間は、3年間でございますので、これを更新するため、3年に一度、許可期間終了前に申請するものとなります。

本件は、被設定人が設定人所有の農地の上部に太陽光発電施設を設置していることから、区分地上権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。

営農下部では設定人が枝豆の栽培を行っております。

群馬県の収穫量の平均は10aあたり664kgで、営農型の基準である平均単収の8割分は、531kgとなります。今年の状況報告では収量が350kgとなっており、太陽光発電設備の設置面積は659㎡あることから、350kgを

10aあたりに換算すると532kgとなることから、平均単収の8割である531kgを上回っております。

なお、この数値は集計途中のものであり、もう少し多い数値が見込まれております。

受付番号13番につきましても、営農型太陽光発電施設での売電事業を引き続き実施するため、申請されたものでございます。

本件は、被設定人が設定人所有の農地の上部に太陽光発電施設を設置していることから、区分地上権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。

営農下部では賃貸借にて耕作人がアスパラガスの栽培を行っております。

群馬県の収穫量の平均は10aあたり280kgで、営農型の基準である平均単収の8割分は、224kgとなります。

今年の状況報告では収量が5kgとなっており、太陽光発電設備の設置面積は703㎡あることから、5kgを10aあたりに換算すると7.1kgとなることから、平均単収の8割である224kgを下回っております。

なお、今後も耕作状況が改善しないようであれば、作物の変更も視野に入れているとのことです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 続きまして、この件について9月27日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

12番推進委員 はい。

議長 はい。12番太田推進委員。

12番推進委員 12番推進委員太田でございます。昨日、3番山形啓子委員と事務局2名、計4名で現地調査に行きました。10号議案の11番について、裏面の地図を見てもらうと、現地は桐生カントリークラブを南に下りまして、向かって左側の場所です。同業者への譲渡の為、いままでどおり農地として利用されるということなので何ら問題ないかと思っております。続きまして12番。場所は裏面の地図を見てもらうと、カリビアンビーチの駐車場の一角にある営農型太陽光です。今現在は収穫後の状態できれいに耕運されており、収穫量も先ほど事務局から説明があったように良好なように感じました。きれいに耕作されておりますので問題ないかと思っております。続きまして13番。場所は裏面の地図を見てもらうと、ドライブインドリームたいむという施設があるところの相向かいの細い道を入れてもらうと北側にある営農型太陽光です。今はアスパラガスを栽培しているということで、今年の収穫状況は昨年と比べると良好であったと聞いております。収穫状況によって作物は変わるとしても、一生懸命作物を栽培していると思って見てまいりましたので問題ないかと思っております。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。
ないようですので、これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。

8 番推進委員

はい。

議 長

はい。8 番丹羽推進委員。

8 番推進委員

1 1 番の件で、申請地の一つが公衆用道路となっておりますが、登記簿上は公衆用道路で、畑に払い下げをしてあるという意味でよろしいでしょうか。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

登記地目上は公衆用道路となっているんですが、現状は畑になっておりまして、隣の畑と一体化している状況ですので問題はないかと見ています。以上です。

8 番推進委員

登記簿上はまだ公衆用道路ということで、実際には畑になっていると。

事 務 局

そうですね。

8 番推進委員

分かりました。

議 長

よろしいでしょうか。ほかにありますか。

それではないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第 1 0 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、委員会処分が 3 件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第 1 0 号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、日程第 3 第 1 1 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請」について、委員会処分が 1 件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい、事務局。

事 務 局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号 3 番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第 1 種農地と判断しますが、営農型太陽光発電施設の設置の許可制度上の取扱いに沿った一時的な利用を更新するものであり、許可基準を満たしていると考えます。

群馬県の収穫量の平均は 1 0 a あたり 6 6 4 kg で、営農型の基準である平均単

収の8割分は、531kgとなります。今年の状況報告では収量が250kgとなっており、太陽光発電設備の設置面積は473㎡あることから、250kgを10aあたりに換算すると527.5kgとなることから、平均単収の8割である531kgを下回っております。

なお、この数値は集計途中のものであり、もう少し多い数値が見込まれております。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、この件について9月27日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

12番推進委員 はい。

議長 はい。12番太田推進委員。

12番推進委員 12番推進委員太田でございます。この件につきましては、前の第10号議案受付番号12番の隣地となっております。一見一つの筆のような状態で、耕作をされておりましたので説明は省かせていただきます。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第11号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が1件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第11号議案は許可相当として承認されました。

日程第3 第12号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が8件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい、事務局。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号19番、26番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

受付番号20番の立地基準につきましては、農振農用地区域内の農地であります。営農型太陽光発電施設の設置の許可制度上の取扱いに沿った、一時的な利用に供するものであり、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれは無いと考えられ、許可基準を満たしていると考えます。

21番の立地基準につきましては、集团的に存在する農地であるため、第1種農地と判断しますが、営農型太陽光発電設備の許可継続の取り扱いに沿った、一時的な利用を更新するものであり、基準を満たしていると考えます。

受付番号22番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されると思われまますので、基準を満たしていると考えます。

受付番号23番、24番、25番の立地基準につきましては、市街地化が見込まれる区域内でありますので、第2種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われまますので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えまます。

以上19番から26番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えまます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

続きまして、この件について9月27日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願ひいたします。

12番推進委員

はい。

議長

はい。12番太田推進委員。

12番推進委員

12番推進委員太田でございます。受付番号19番について、場所は裏面の地図を見てもらうと、ぐんま昆虫の森の近くにあります。申請地の隣には立派な施設が建っております、その南が今回の申請地でございます。この申請地については遊休農地となっております、山林に近いように見受けられました。ここが施設の用地としてきれいに整備されるということなので、地域の影響にも差支えはないと思ひますので問題ないと思ひます。続きまして受付番号20番と21番ですが、これらはそれぞれ前の第10号議案受付番号12番及び13番との関連案件ですので説明は省かせていただきます。続きまして受付番号22番。場所は裏面の地図を見てもらうと、さくら苑という施設がございまして、その施設の南の住宅街の一角です。申請地南にはセブンイレブンがご

ございます。この場所は採算性の低い農地と思いましたが、住宅街ですのでいたしかたないと思って見てまいりました。この後の議案については3番山形啓子委員に報告をお願いします。

3番農業委員

はい。議長。

議長

はい。3番山形啓子委員。

3番農業委員

3番山形です。受付番号23番につきましては、複合型リゾート施設用地への転用ということですが、すでに申請地の隣接地におきまして、バーベキューハウス及びレストランが設置されておりまして、現地調査に行った時も若い方たちが多くいらっしゃいました。場所は裏面の地図を見てもらうと分かるように水沼の駅から南に橋を渡ってすぐの所で、500m圏内の場所となります。今後は集客力を上げることで地域の活性化につながるということであれば有意義なことかなと思いましたが、次に受付番号24番につきましては、こちらも受付番号23番と同様の扱いとなりますので説明を省かせていただきます。次に受付番号25番につきましては、資材置場への転用ということですが、受付番号23番及び受付番号24番の隣接地ということで、周辺農地への影響もなく問題はないかなという感じで見えてまいりました。次に受付番号26番につきましては、これも資材置場への転用ということで、場所は裏面の地図を見てもらうと分かるように黒保根保健センター横の道を上がっていった先の黒保根の上田沢という所になるんですけども、申請地の道を挟んだ相向かい側には譲受人の建設業に関する車両等が駐車しておりまして、周辺の農地への影響はなく有効的に活用されるのではないかと思われました。以上でございます。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

(なしの声)

これより、質疑に移ります。ご質問は、ございますか。

5番推進委員

はい。

議長

はい。5番大澤推進委員。

5番推進委員

今回初めて委員となったことで教えていただきたいんですけども、先ほどから営農型太陽光発電施設用地、一時転用3年間と書いてあるんですけども、太陽光発電施設というのは3年で一度更新をするべきものなのですか。

議長

基本的には営農型太陽光発電施設の場合は一時転用という形で許可をしておりまして、一時転用の許可は3年が一番長い期間なので、3年を過ぎると一時転用の期間が過ぎてしまう前に許可をとりなおす必要があります。

5番推進委員

建てたものに対して2年とか3年とか許可を出すということですか。

議長

更新をしないとダメだということですね。

5番推進委員

分かりました。

議 長 皆さんの頭に入れておいていただきたいのは、営農型太陽光発電施設というのは農振地域からの除外をしないで農地の上にそのまま設置をするという特例措置なので一時転用という扱いになります。したがって転用期間は最大3年であると。ただ営農型の場合は土地の持ち主と太陽光の事業者と農地を耕作する人が3者に分かれているようなものにつきましては本来の農業施設として土地を使わないで太陽光だけが目立ってしまうということで3年のところを2年にしましょうというような話がここで行われることがあるということを理解してもらえればよろしいのかなと思います。

5 番推進委員 よく分かりました。

議 長 ほかにありますか。

8 番推進委員 はい。

議 長 はい。8 番丹羽推進委員。

8 番推進委員 受付番号23番のところなんですけれども、先ほど現地調査員の方の話の中ですでにバーベキュー施設が営業を開始しているということなんですけれども、その場所というのは今回申請に上がったところに含まれているのですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 受付番号23番、24番についてですが、地図の中の申請地が示されている場所の北側にバーベキュー施設等が建設されております。その土地の地目につきましては農地ではありませんので、転用の対象外となっております。以上です。

8 番推進委員 それでは今回申請で上がってきている場所を審議するということですか。

事 務 局 はい。

8 番推進委員 今回申請に上がってきている場所について、平成10年頃に県が行った中山間地の総合整備事業の水沼地区ということで、水沼地区全体を整備したんですけれども、用水路の整備や一部の土壌の整備を実施したということで、この黒保根大橋を含めて申請地周辺の農道整備も実施したはずなんですけど、先ほど第2種農地になるという話が事務局からありましたが、ここについては本当に2種農地という扱いになるのでしょうか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 農地の種別の判断方法につきましては、確かにこの地区は昔に土地改良事業が入ったことから農振地域ということになりまして、この申請の前には農林振興課で農振除外の手続きを経ております。具体的な農地の種別の判断としまして、駅から500m以内の区域内であれば土地改良が入っていたり集団的に存在していて第1種農地の要件を満たしていたりしても第2種農地として区分されることとなります。今回の話ですと申請地北側に水沼駅がありまして、駅から500m以内の場所となりますので第2種農地として判断されるという形になります。以上です。

8 番推進委員 過去にせっかく基盤整備をした場所であるのに今回の申請により農業団地化

が妨げられていくと思われましたので質問をしたわけですがけれども、じゃあ農振除外はもうされているということですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 農振除外は済んでおります。

8 番推進委員 分かりました。

議 長 ほかにありますか。

11番推進委員 はい。

議 長 はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員 確認なんですけれども、営農型でアスパラガスを栽培している件なんですけれども、これはアスパラガスを栽培してから3年が経ったということですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 こちらの申請につきましては昨年度更新の年を迎えたものでして、去年は農地に除草剤を撒いてしまい、作物も一緒に枯らしてしまったということで作物の収穫量が全くなかったということで1年の期限で許可が出ていたところとなります。

11番推進委員 実質4年目ということですか。アスパラガスを栽培して4年目ということですか。

事 務 局 営農型太陽光の更新ということでは前回は2回目の更新という形になっております。

11番推進委員 枯らしてしまったのはアスパラガス以外の作物ですか。

事 務 局 アスパラガスです。

11番推進委員 じゃあ今年は植えなおして1年目ですか。

事 務 局 そうですね。

6 番農業委員 ちょっといいですか。

議 長 はい。6番井田委員。

6 番農業委員 6番井田です。これについては実際に現地を視察した10番星野委員から状況について一言もらいたいと思います。

10番農業委員 はい。じゃあいいですか。

議 長 はい。10番星野委員。

10番農業委員 今年も現地を確認してきまして、前回の報告の時も話をしたんですが、あまりいい状況ではないのは見に行った方であれば思ったと思います。今回こういう形で申請が出て、とにかく作物の性質上1年で耕作状況の答えが出るものではないと思いますが、事務局より先ほど説明がありましたが作物を変更することも考えているということをお話していたみたいですが、心配な面はありますが本人の言葉に期待をしつつ、今回の継続審議については先ほど審議も終わっていますし、様子を見ていくということでもいいのではないのでしょうか。

6 番農業委員 それでいいと思います。

議 長 はい。それでは営農型太陽光の件は10番星野委員が言ったように、今後よ

く見ていくということでもいいでしょうか。

10番農業委員　そうですね。それと作物を変更するのならなるべく早めに変えた方がいいような気がします。

13番農業委員　はい。

議　長　　はい。13番矢内委員。

13番農業委員　私も同じ意見です。1桁の収量ではちょっとどうしたものかなと思いましたので手を上げさせていただきました。違う作物にするのであればそれはそれで、こういう作物についてはしょうがないことですからね。他に同じような事例として枝豆を作っている方は以前ねぎを作っていたんですよ。私もよく仕事上そちらの方に行きまして、その営農型太陽光の付近が駐車場で見やすいものですから覚えているのですが、そのような形でいろいろと努力をしていくしかないかなと思います。あとはある程度指導をしていただけたらと思います。

議　長　　はい。ほかにありますか。

5番農業委員　はい。

議　長　　はい。5番山形ちづ代委員。

5番農業委員　地元の担当として力になれるかは分かりませんがこの案件につきましては注視していきたいと思っています。

議　長　　はい。ほかに。では営農型太陽光につきましては今後も注視をしていきながらみなさんで年に何回か現地調査をして、問題があるところについては事務局から指導をしてもらうということによろしいでしょうか。

ほかにございますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第12号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が8件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第12号議案は許可相当として承認されました。

日程第4 第13号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について」、委員会処分が5件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい、事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容等を朗読)

以上、利用権設定総括表及び所有権移転総括表について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、この件につきましても、9月27日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いします。

3番農業委員
議長
3番農業委員

はい。

はい。3番山形啓子委員。

3番山形です。第13号議案の利用権設定についてですが、1番につきまして、場所は26ページの左側のところで県道333号を蕪木養豚の北側の方へ上がったところになります。現地は里芋が少々植えてあるような状態でした。今後広く耕作される予定だと思われるので問題ないかなと思います。2番の1箇所目ですが、27ページの右上で国道353号の関の信号の近くにあります。3段の段差のある田んぼとなっておりました。2箇所目は27ページの中央にあるところで関集会所の近くになります。ここもきれいに耕作されておりました。次に3番の場所ですが、28ページで山上城跡公園の北側になります。ここもきれいに耕作されておりましたので、問題はないと思いました。次に所有権移転についてですが、1番の場所は30ページで移転者の会社の中に入っていくような感じの所だったんですけども、樹木が大変多く、手入れがされていないような状況でした。今後移転者の方で耕作し管理をしていくとのことですので問題はないように思われます。次に2番の場所ですが、31ページで移転を受ける方の隣接する土地で、きれいに整地されておりました。今後は牧草地ということで管理をされるということですので問題はないかと思っまいりました。以上です。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

これより質疑に移ります。ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第13号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について」、5件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第13号議案の諮問案件については許可相当として承認されました。

日程第5 第14号議案「農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任」について議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(事務局説明)

以上、本件は、新井茂夫推進委員から、令和5年9月30日を以て、農地利用最適化推進委員を辞任したい旨の辞任同意願の提出があったものでございます。

農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律の規定により、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。と定められております。

これは、農地利用最適化推進委員は、非常勤の特別地方公務員であります。その就任は公法上の権利に基づくものでございますので、本人の意思によってその職を辞任することは認められなければならない。とされております。しかし、その一方で、一度地方公務員として法律上の権限を付与され、公務遂行の義務を負荷されておりますので、恣意的にその進退を決するべきではない。ともされております事から、農地利用最適化推進委員の辞任の要件として、農業委員会の総会において、辞任の同意を得ることが必要とされているものでございます。

以上のことから、新井茂夫推進委員から、令和5年9月22日付けで、辞任同意願の提出がございました。事務局としては委員辞任の正当な理由があると認められると考えておりますので、今回の農業委員会の議案として上程させていただいたものでございます。

なお、本件の同意がなされた場合、辞任決定となるものでございます。

議長

ただいま事務局より説明がございました。

これより質疑に移ります。

ご質問はありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第14号議案「農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任」について、本件を同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、新井農地利用最適化推進委員の辞任願について同意することといたします。

日程第5 第15号議案「農地利用最適化推進委員の欠員の補充」について議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

推進委員の欠員補充に関する法律の規定はありませんが、「桐生市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」におきまして、第12条 農業委員会は、推進委員の解職、失職及び辞任その他の理由により欠員が生じた区域において、農地等の利用の最適化の推進に支障を及ぼすおそれがある場合は、速やかに推進委員を補充しなければならない。となっております。

欠員を補充するかどうかは農業委員会の判断によることから本案を提出させていただきました。

なお、農地利用最適化推進委員は、新里地区で活動する推進委員1名、応募していただき、地区の推進委員として活動していただくこととなります。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。

ご質問はありますか。

(なしの声)

それでは、これより採決に移ります。

第15号議案「農地利用最適化推進委員の欠員の補充」について、新里地区の推薦委員1名の欠員を補充することと決定したいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第15号議案 農地利用最適化推進委員の欠員について補充することに決定いたしました。

今後のスケジュールについて事務局より説明してください。

事務局

農地利用最適化推進委員の公募については、広報、ホームページ等を用いて

広く周知、広報する必要がある、広報に掲載するのに期間を要することから、11月広報に掲載し、11月中旬から12月中旬にかけて30日程度公募を実施する予定となります。

事務局からは以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。
ご質問はありますか。

10番農業委員 はい。

議長 はい。10番星野委員。

10番農業委員 新しい委員が決まるのは年が明けてからですか。

議長 はい。事務局。

事務局 11月中旬から12月中旬にかけて30日程度公募を行いまして、12月25日の委員会総会で新しい委員を決定していただくことになるかと思えます。決定されましたら1月31日に委嘱されるような形になります。以上です。

議長 はい。よろしいでしょうか。

では続きまして日程第6 報告第5号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第5号「農地法第4条第1項第7号の規定による届け出」については、ございませんでした。

以上でございます。

議長 今、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第5号について申請がないということで、よろしいでしょうか。

続きまして、報告6号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第6号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については3件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第6号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後 3 時 1 8 分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

7 番

8 番
